

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 1 月 4 日

株式会社エム・エイチ・グループ

株式会社エム・エイチ・プリュス

2024年1月4日

各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号
株式会社エム・エイチ・グループ
代表取締役兼執行役員社長 半澤 勝己

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号
株式会社エム・エイチ・プリュス
代表取締役 半澤 勝己

吸収分割に関する事後開示書面

株式会社エム・エイチ・グループ（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社エム・エイチ・プリュス（以下、「承継会社」といいます。）は、2023年8月24日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、分割会社の美容室運営事業、すなわちBSサロン運営事業（フランチャイズ事業をいい、海外事業、プロダクト事業を含む）及びヘアメイク事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。なお、承継会社である株式会社エム・エイチ・プリュスは、2024年1月1日を効力発生日として、商号を株式会社アトリエ・エム・エイチから株式会社エム・エイチ・プリュスへ変更いたしました。

本件分割に関する、会社法791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本件分割は、2024年1月1日に効力を生じました。

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

分割会社は、2023年11月24日付で株主に対して公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権（会社法第 787 条第 1 項第 2 号）は存在しませんので、新株予約権買取請求手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2023 年 11 月 24 日付で官報公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約に基づき、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継資産の額：203 百万円

承継負債の額：158 百万円

5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割に係る変更登記申請は、2024 年 1 月 14 日までに行う予定としております。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上